

千 葉 労 働 局 発 表 平成 23 年 3 月 29 日
 担
 千葉労働局職業安定部職業安定課長補佐 中村 芳明電話 043(221)4081

東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策の実施について

厚生労働省では、被災地を含む全国の公共職業安定所において、「震災特別相談窓口」を設置し、所長の直接の指揮の下に地震の被害及びその影響を受けた求職者(新卒者等を含む)及び事業主に対し、そのニーズに応じて、雇用維持、職業相談・職業紹介、雇用保険、各種情報提供等のきめ細かな相談援助を行います。

また、学生・生徒などの支援に特化した新卒応援ハローワークにおいては、震災の 影響により採用内定の取消しや内定先への就職が困難となったなどの相談窓口「学生 等震災特別相談窓口」を設置し、必要な支援を行います。

記

ハローワークの震災特別相談窓口における支援内容

- 1 職業相談、職業紹介等の実施
 - (1) 被災求職者に対する職業相談並びに就業ニーズに応じた職業紹介の実施
 - (2) 市街地自体が壊滅状態にある地域等で就業していた方で、他地域での新たな 就業機会を希望する方に対する、社宅・寮などの住宅が付帯した求人の確保、 全国の求人情報の提供
 - (3) 職業転換給付金並びに雇用保険の広域求職活動費(面接旅費相当)並びに移 転費(転居費相当)の活用による、広域職業紹介の実施

広域求職活動費並びに移転費については、法制度上の支給要件により、支 給できない場合があります。

- (4) 労働局及び公共職業安定所においては、被災者を受け入れている避難所等に 出向き、出張相談を行います。
- 2 雇用保険失業給付についての特例措置
 - (1) 激甚災害法に係る雇用保険の特例措置

適用事業所が災害を受けて休止したために休業を余儀なくされ、労働の意思 能力を有するにもかかわらず、就労ができず、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても、基本手当(失業給付)を 受給できます。

(2) 災害救助法に係る雇用保険の特例措置

災害救助法第2条の規定に基づき都道府県知事により<u>指</u>定された市町村等の 区域(災害救助法適用地域)に所在する適用事業所が災害を受けて休業・廃止 し、一時的な離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定 されている場合であっても、基本手当(失業給付)を受給できます。

3 雇用調整助成金等の特例措置

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、震災による経済 上の理由による事業活動の縮小のため、従業員を休業させる(教育訓練を行う場合を含む)場合においても利用が可能です。

4 雇用促進住宅の活用

独立行政法人雇用・能力開発機構が設置運営している雇用促進住宅については、 緊急避難のための一時入居先として提供すること

自治体からの要望があった場合、緊急避難所として活用すること

福島第一原子力発電所周辺の自主避難民を含む避難者に対し、その事情を 充分考慮した対応を行うこと

を厚生労働省から要請しているところであり、千葉労働局・ハローワークでは、 雇用促進住宅の一時入居等について、同住宅の管理・運営業務の委託を受けて いる住宅管理会社と連携を密にし、被災者への情報提供に努めます。

学生等震災特別窓口における支援

学生・生徒などの支援に特化した「新卒応援ハローワーク」では、学生等の希望を踏まえ、今後の就職に関する相談支援を行います。なお、最寄りのハローワークにおいても同様の支援を行います。

- (1) 震災の影響により採用内定取消しや入社時期の延期・自宅待機等の通告等を受けた方に対するきめ細かな相談
- (2) 震災の影響により採用内定先への就職が困難になった際の相談
- (3) 採用内定先が被災地にあるなどで内定先との連絡が取れない場合の相談

東北地方太平洋沖地震による雇用維持、職業相談、雇用保険、各種助成金に 関する相談をされるみなさまへ

震災特別相談窓口等のご案内

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震による事業所や従業員からの相談に対応するための特別相談窓口を全国のハローワーク(震災特別相談窓口)に、学生・生徒などの相談に対応するための学生特別相談窓口を全国の新卒応援ハローワーク(学生等震災特別相談窓口)に設置しました。お困りのことがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

~支援メニュー~

震災の影響により被害を受けた事業主からの相談

震災の影響により事業の継続が困難な状態 雇用調整を行う必要があるのが、何か助成制度はあるかなど

震災の影響により失業した(しそうな)方からの相談

職業相談、職業紹介、雇用保険の受給について など

震災の影響により一時入居先をお探しの方からの相談

震災の影響により内定取消しや入社時期繰下げの連絡を受けた方からの相談

会社から、採用内定を取消すと言われた、しばら〈入社は待って〈れと言われた 採用はするがしばら〈家で待機していて欲しいと言われたなど

~ 千葉県内の震災特別相談窓口・学生等震災特別相談窓口 設置場所~

ハローワーク	住 所	TEL
千 葉	千葉市美浜区幸町1-1-3	043(242)1181
市川	市川市南八幡5-11-21	047 (370) 8609
銚子	銚子市東芝町5-9	0479 (22) 7406
館山	館山市八幡815-2	0470 (22) 2236
木更津	木更津市富士見1-2-1 アクア木更津ビル5階	0438 (25) 8609
佐原	香取市北1-3-2	0478 (55) 1132
茂原	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1階	0475 (25) 8609
いすみ	いすみ市大原8000 - 1	0470 (62) 3551
松戸	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047 (367) 8609
野田	野田市みずき2-6-1	04(7124)4181
船橋第1 (助成金の相談)	船橋市湊町2-10-17 第1庁舎	047 (431) 8287
船橋第2 (助成金の相談以外)	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル 第2庁舎	047 (420) 8609
成 田	成田市加良部3-4-2	0476 (27) 8609
千葉南	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3階·4階	043 (300) 8609
千葉新卒応援 ハローワーク	千葉市美浜区幸町1-1-3 八ローワークちば3階	043(242)1181
ふなばし新卒応援 ハローワーク	船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047 (426) 8474

東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないとき は、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

災害時における雇用保険の特例措置について

● 概要 -

事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、**休業**を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険の基本手当)を受給できます(休業)。

災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に**離** 職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業 給付を受給できます(離職)。

災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

2 特例措置の利用に当たっての留意事項

上記 に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書(通常の離職証明書と同様の様式)」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。

上記 に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。

事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保 険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者 であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。

お問い合わせ先

この特例措置の内容や手続など、詳しくは

お近くのハローワーク(公共職業安定所)または労働局にお問い合わせください。

千葉労働局職業安定部職業安定課雇用保険係

TEL: 043-221-4082

